

令和元年度大阪地方最低賃金審議会

第333回総会 会議次第

令和元年8月21日（水） 午前11時

（大阪合同庁舎第4号館2階 第1共用会議室）

1 開 会

2 議 事

（1）大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出について

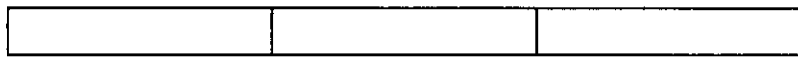
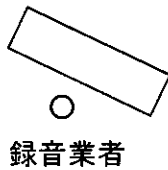
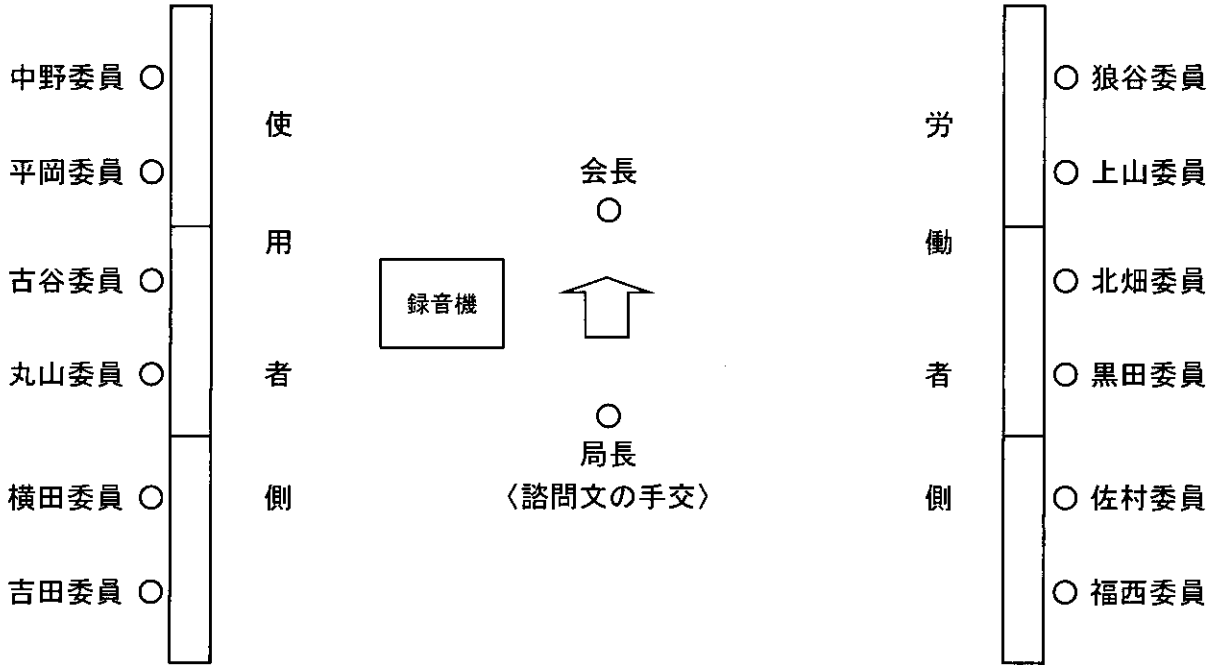
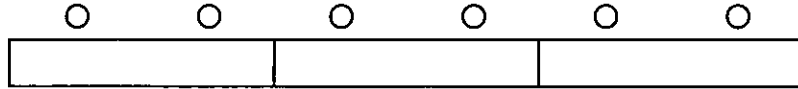
（2）その他

3 閉 会

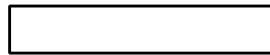
大阪地方最低賃金審議会第333回総会 座席表

大阪合同庁舎第4号館2階 第1共用会議室

飯島委員 衣笠委員 服部委員 水島委員 立見委員 深井委員



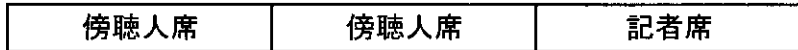
主任賃金指導官 賃金指導官 労働基準部長 労働局長 賃金課長 賃金指導官



○



○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○



○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○



大阪地方最低賃金審議会第333回総会

資 料 目 次

大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出書

資料1 全大阪労働組合総連合

資料2 大阪自治体労働組合総連合

資料3 一般社団法人大阪タクシー協会



団体名 全大阪労働組合総連合
 代表者名 議長 有田 義次
 住所 大阪市北区錦町2-2

大阪地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書

2019年8月5日付「大阪地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づき、下記のとおり異議申し出を行い、再調査・審議を求めます。

記

1. 最低賃金を月額・日額表示も行うこととし、大阪地方最低賃金を時間額 1,500 円、日額 12,000 円、月額 24 万円に引き上げること。
2. 全国一律最低賃金制度を確立し、当面、金額は時間額 1,000 円、日額 8,000 円、月額 16 万円とすること。
3. 審議会、専門部会を公開で開催し、再調査と審議をおこなうこと。

【理由】

現在、大阪府内で働く労働者 447 万 1 千人のうち非正規雇用は 40.3% を占めています。男女別に見ると、男性は 24.1%、女性は 58.4% が非正規雇用です。世帯主として家計を支える非正規労働者も増え、低賃金ゆえにダブルワークやトリプルワークをしなければ生活できない実態があります。長時間労働は、肉体的にも精神的にも労働者を追いつめ、身体を壊すなど過労死に至るケースもあります。

2019 年 7 月に発表された「平成 30 年国民生活基礎調査」(厚生労働省)の所得の分布状況では、「100～200 万円未満」「200～300 万円未満」が最も多く、それぞれ 13.7% となっています。また、生活意識で見ても「苦しい」の割合は 57.7% (大変苦しい 24.4%、やや苦しい 33.3%) となっていて、働く貧困層の拡大は深刻となっています。

大阪労連はこれまでも生計費に基づく議論を重視するよう要請してきました。そして、今回の意見陳述では、自らの最低賃金での生活体験(1ヵ月間)に基づいた意見を主張し、8時間働けば、誰もが安心して普通に暮らせる社会を目ざすには、最低賃金の抜本的な引き上げの実現が必要だと主張しました。また、全大阪消費者団体連絡会は、「家計の消費は縮小し続けている」と主張し、「それは、非正規労働者が 2000 万人を超え、勤労者世帯の収入が伸び悩んでいる中で、社会保障制度に係る家計負担が増大し、将来にわたってその負担に関する不安が解消できないことに原因がある。」「今必要な措置は、家計収入を増やし、将来にわたる生活不安を解消することにある。消費税増税は、国民生活をさらなる窮地に追い込むだけでなく、経済政策としても間違った選択である。貧困と格差を解消し、景気を回復させるには、勤労者世帯の収入の増加策は欠かせない。その最も効果的な施策は最低賃金を引き上げることである」との意見書を提出しました。このような意見書の提出については、労働者・労働組合だけでなく、大阪府保険医協会、大阪府歯科保険医協会、民主法律協会、新日本婦人の会大

阪府本部、全大阪生活と健康を守る会連合会など様々な団体が貧困と格差が拡大する大阪で、ワーキングプアを無くし貧困の連鎖を断ち切るためにも、最低賃金の引き上げが必要であることを強く求めています。

しかし、大阪地方最低賃金審議会は本年の最低賃金額を目安通りの28円引き上げ、時間額964円とする答申を行いました。時間額964円では、月150時間（年間1,800時間相当）働いたとしても、月額144,600円、年額1,735,200円にしかならず、ワーキングプアの200万円にも及びません。これでは、最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展」にはつながらないことは明らかです。

「株式会社アイデム 人と仕事研究所」が調査した結果、2018年4月～8月のパート・アルバイトの募集時時給データのうち、2018年度地域別最低賃金の改定による影響が大きい都道府県は、大阪府が43.9%と神奈川に次いで2番目に高いことが示され、大阪では最低賃金の引き上げが直接的に賃金の底上げにつながっています。飲食業やビル管理・警備業、販売・接客サービス業が最低賃金を最大限に活用しています。低賃金労働者を救済するための制度が、低賃金労働者を生み出す結果になっている実態に、正面から向き合っていただくことを強く求めます。

中小企業の賃上げを支援するための施策として、業務改善助成金があります。しかしこの制度は事業場内最低賃金を一定額引き上げ、しかも設備投資などを行わなければならない、中小企業や小規模事業者にとっては大変使いにくい制度です。また中小企業家同友会全国協議会がまとめた国への要望・提言では「雇用拡大・賃金引き上げに意欲があっても社会保険料の負担の大きさから躊躇する企業は多い」と指摘しています。最低賃金の引き上げが円滑に実施できるような使いやすい具体的な支援策を拡充させ、最低賃金の引き上げに向けた経営環境整備を行うべきです。

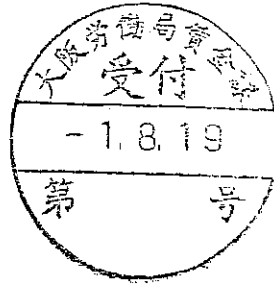
2010年の「雇用戦略対話」で「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」との政労使合意が行われてから、今年で9年目を迎えます。この合意は「2020年までの目標」と設定されたものであり、その履行に向けた計画的な引き上げが求められます。雇用戦略対話合意に基づき、早急に時間給1,000円に近づけるべく再調査と審議を求めます。

上記の要求に基づき、再審議を行うべきであることを主張し、異議申し出を行います。

以上

2019年8月7日

大阪労働局長 井上 真 様



大阪自治体労働組合総連合
執行委員長 荒田 功
大阪市北区天神橋 1-13-5
大阪グリーン会館 4階

大阪地方最低賃金の改正決定に対して、 最低賃金額をただちに時給 1,000 円以上に引き上げること、および 時給 1,500 円以上をめざすための徹底審議を求める異議申出書

2019年8月5日付「大阪地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づき、下記のとおり異議申し出を行い、再調査・審議を求めます。

記

1. 最低賃金を月額・日額表示も行うこととし、大阪地方最低賃金をただちに 1,000 円以上に引き上げ、時間額 1,500 円・日額 12,000 円・月額 24 万円以上を実現させる視点で再審議すること。
2. 全国一律最低賃金制度を確立し、当面、金額は時間額 1,000 円、日額 8,000 円、月額 16 万円とすること。
3. 審議会、専門部会を公開で開催し、再調査と審議をおこなうこと。

【理由】

現在、大阪府内で働く労働者 447 万 1 千人のうち非正規雇用は 40.3%を占めています。男女別に見ると、男性は 24.1%、女性は 58.4%が非正規雇用です。世帯主として家計を支える非正規労働者も増え、低賃金ゆえにダブルワークやトリプルワークをしなければ生活できない実態があります。長時間労働は、肉体的にも精神的にも労働者を追いつめ、身体を壊すなど過労死に至るケースもあります。

2019年7月に発表された「平成 30 年国民生活基礎調査」(厚生労働省)の所得の分布状況では、「100～200 万円未満」「200～300 万円未満」が最も多く、それぞれ 13.7%となっています。また、生活意識で見ても「苦しい」の割合は 57.7% (大変苦しい 24.4%、やや苦しい 33.3%) となっていて、働く貧困層の拡大は深刻となっています。

大阪自治労連はこれまでも、貧困と格差が拡大する大阪で、ワーキングプアを無くし貧困の連鎖を断ち切り経済の好循環へ転換させるためにも、生計費に基づく議論を重視するよう要請してきました。

しかし、大阪地方最低賃金審議会は本年の最低賃金額を目安通りの 28 円引き上げ、時間額 964 円とする答申を行いました。時間額 964 円では、月 150 時間 (年間 1,800 時間相当) 働いたとしても、月額 144,600 円、年額 1,735,200 円にしかならず、ワーキングプアの 200 万円にも及びません。これでは、最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展」にはつながらないことは明らかです。また、専門委員会が公開されていないため、審議内容が不透明で、答申内容に至った理由がわかりません。

公務職場では、正規職員の定数削減と公共事業のアウトソーシングが進み、大阪では 24 自治体で非

正規職員率が4割をこえています。非正規職員なしに行政運営は成り立たず、すべての職員が一体となって住民福祉を支えています。本来ならば正規職員が配置されるべき恒常的・基幹的な業務を「非常勤」「嘱託」「臨時」といった職員が配置され、低賃金・劣悪な処遇で働かされている実態があり、普通に働いても生活できない「官製ワーキングプア」を国や自治体行政自ら作り出している状況です。

自治体の非正規職員や公共関係労働者が生活や働き続けることに対して不安を感じていること、離職せざるを得ない状況があることは、行政運営をするうえでの質や専門性の維持・向上の保障ができず、住民の権利を奪う事態に直結します。特に、保育・学童保育・介護など福祉職場では、多くの自治体で4月1日から欠員が生じる事態となっています。

また、昨年、大阪最賃が936円に引き上げられたことによって、大阪府40自治体で臨時職員の最低時間給が引き上げられました。しかし、税負担・生活必需品の値上げなどや社会保障の削減により、生活改善や安心して働き続けるための時間額ではありません。

大阪地方最低賃金審議会は、大阪の労働者の4割以上が非正規労働者となり、年収200万円以下の貧困層が増加している実態も踏まえ、「普通に働いて普通に生活できる最低賃金額がいくらなのか」など『生計費』に基づいた水準での議論と最低賃金の大幅な引き上げに踏み込む審議をすべきです。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は時給1,000円を超えています。大阪の労働者の賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化、そして住民福祉の増進のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、ただちに最低賃金時給1,000円以上へ引き上げることと、1,500円以上の実現をめざす審議を求めます。

上記の要求に基づき、再審議を行うべきであることを主張し、異議申し出を行います。

以上

労務第7号
令和元年8月16日

大阪労働局長 井上 真 殿

一般社団法人大阪タクシー協会
会 長 坂 本 栄

地域別最低賃金額改定決定に対する異議申出書

謹啓 平素は何かとご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大阪地方最低賃金審議会は、8月5日貴職に対し、大阪府を適用地域とする最低賃金額を、過去最大である28円引上げて、時間額964円とする答申を行いました。これは、平成19年度から13年連続の大幅な引き上げであります。

貴局は、20日までに異議の申出がない場合は、答申どおり改正決定を行うと発表されていることから異議の申出を行うものであります。

このたびの地域別最低賃金額の大幅な改定は、最低賃金法第9条（地域別最低賃金の原則）で規定している事業の賃金支払能力を全く無視したもので誠に遺憾と言わざるを得ません。

特に、平成20年の最低賃金法改正以降、大幅な最低賃金額の引き上げが毎年実施され、最近では、政府の成長戦略等に基づく実行計画に配慮した改定内容（年率3%程度）となっており、中小企業・小規模事業者の経営実態を全く顧みないものとなっております。

もとより、賃金の引き上げが実現され、経済が発展するとともに府民生活がより豊かになることは、府民全員が等しく願うところであり、当業界におきましても強く願望するものでありますが、賃金の引き上げは生産性が向上し、事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであります。

タクシー事業者は、中小企業・小規模事業者であること、事業は、長期的に利用者が減少し、経営状況はますます厳しくなっている状況の中で、最低賃金の大幅な改定について事業者に与える影響は計り知れないものと思料いたします。

当業界では、意見書でも申し上げたとおり、平成26年1月に施行された「改正タクシー適正化・活性化特措法」により、さらなる労働条件改善に努力しているところでありますが、このたびの大幅な最低賃金の改定は、法の目的でもある労働条件改善の取組みにおける影響がますます大きくなることを危惧いたしております。

当協会といたしましては、上記理由により、このたびの大幅な最低賃金の改定について再考をお願いいたしたく、最低賃金法第12条の規定に基づき異議の申出を行うものであります。



謹白

